

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年12月26日

【中間会計期間】 第5期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

【会社名】 株式会社 九州親和ホールディングス

【英訳名】 Kyushu-Shinwa Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 荒木 隆 繁

【本店の所在の場所】 長崎県佐世保市島瀬町10番12号

【電話番号】 (0956)26-4105(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画グループマネージャー 相 良 克 巳

【最寄りの連絡場所】 長崎県佐世保市島瀬町10番12号

【電話番号】 (0956)26-4105(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画グループマネージャー 相 良 克 巳

【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人 福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成16年度	
		中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	平成16年度	平成17年度
		(自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	(自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)
連結経常収益	百万円	34,608	42,502	32,171	72,071	88,489
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	2,849	7,399	32,927	19,986	14,024
連結中間純利益 (は連結中間純損失)	百万円	2,993	4,363	41,195		
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円				21,032	5,356
連結純資産額	百万円	99,771	82,128	55,248	75,581	92,665
連結総資産額	百万円	2,529,954	2,494,049	2,375,098	2,532,262	2,552,154
1株当たり純資産額	円	228.34	158.07	34.42	149.62	146.03
1株当たり中間純利益 (は1株当たり 中間純損失)	円	9.20	13.38	115.18		
1株当たり当期純利益 (は1株当たり 当期純損失)	円				69.63	15.47
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	7.25	10.39			
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円					12.21
連結自己資本比率 (国内基準)	%	6.76	6.90	6.22	5.25	8.55
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	4,142	56,464	13,028	47,097	786
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	205	18,174	34,503	408	88,772
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	198	15,377	379	804	39,987
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	88,932	79,700	67,547		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				138,945	89,388
従業員数 〔外、平均臨時 従業員数〕	人	2,302 〔864〕	2,227 〔859〕	2,101 〔947〕	2,203 〔860〕	2,122 〔872〕

(注) 1 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 連結純資産額及び連結総資産額の算定に当たり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

4 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当社は国内基準を採用しております。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第3期中	第4期中	第5期中	第3期	第4期
決算年月		平成16年9月	平成17年9月	平成18年9月	平成17年3月	平成18年3月
営業収益	百万円	240	402	590	480	2,131
経常利益	百万円	71	130	280	162	1,577
中間純利益	百万円	41	72	228		
当期純利益 (は当期純損失)	百万円				56,676	1,476
資本金	百万円	35,000	36,818	44,318	35,000	44,318
発行済株式総数	千株	普通株式 306,671 第一回 優先株式 30,000	普通株式 331,671 第一回 優先株式 30,000	普通株式 367,482 第一回 優先株式 30,000 第二回 優先株式 7,300	普通株式 306,671 第一回 優先株式 30,000	普通株式 342,267 第一回 優先株式 30,000 第二回 優先株式 12,430
純資産額	百万円	126,450	73,192	89,419	69,528	89,570
総資産額	百万円	126,514	73,293	89,491	69,630	89,661
1株当たり配当額	円	普通株式 第一回 優先株式 6.25	普通株式 第一回 優先株式	普通株式 第一回 優先株式	普通株式 第一回 優先株式 6.25	普通株式 第一回 優先株式 12.50
自己資本比率	%	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
従業員数	人	44	40	44	43	41

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 純資産額及び総資産額の算定に当たり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2 【事業の内容】

事業内容の重要な変更

当社グループは、当社、子会社10社及び関連会社（持分法適用会社）2社で構成され、銀行業務を中心に、銀行事務代行業務、クレジットカード業務等の金融サービスを提供しております。

当社の連結子会社である親和リース株式会社が行ってございましたリース事業は、平成18年9月29日付けで同社のリース債権を千代田リース株式会社へ譲渡いたしました。

なお、千代田リース株式会社と当社の連結子会社である株式会社親和銀行の間でリース事業に関する業務提携契約を締結し、商品・サービス提供力の強化を通じて顧客満足度の向上を図っております。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成18年9月30日現在

	銀行業務	事務代行業務	債権管理・再生 支援業務	リース業務	クレジット カード業務	その他の業務	合計
従業員数 (人)	1,854 〔743〕	207 〔185〕	3 〔1〕	4 〔 〕	14 〔9〕	19 〔9〕	2,101 〔947〕

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員1,032人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3 当社の連結子会社である株式会社親和銀行は、執行役員制度を導入しており、執行役員は7名であります。なお、上記従業員数には、執行役員を含めて記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成18年9月30日現在

従業員数(人)	44
---------	----

- (注) 1 当社従業員は全員、株式会社親和銀行からの出向者(兼務者を含む)であります。
2 当社には従業員組合はありません。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

1 経営方針

(1) 経営の基本方針

当社は、「新しい時代のニーズを的確に捉え、総合的な金融サービスを提供する地域金融モデルを創造する」という経営ビジョンのもと、「地域に役立つ金融グループの創造」、「質の高い情報・サービスの提供」、「地域経済の発展への貢献」を経営の基本方針としております。

(2) 利益配分に関する基本方針

当社では、銀行持株会社として経営の公共性と健全性の維持・向上という観点から、内部留保に配慮しつつ、長期的に安定した配当を維持することを基本方針としております。

しかしながら、当社の連結子会社である株式会社親和銀行では、当中間期において、当初予想を大きく上回る与信関連費用を計上することとなり、中間純損失を計上することになりましたことから、誠に遺憾ながら、当中間期の普通株式への配当を見送る方針とさせていただきます。なお、優先株式への配当につきましては、期末配当として、第一回優先株式については、1株につき12円50銭、第三回優先株式については、1株につき8円38銭とさせていただきます予定です。

(3) 中長期的な経営戦略

当社の連結子会社である株式会社親和銀行は、平成17～18年度の中期経営計画「新たなる挑戦～成長編～」を策定し、財務体質の強化による企業価値の向上により「信用の確立」を目指しております。なお、中期経営計画の諸計数につきましては、「経営の健全化のための計画」にて公表しております。

また、当社ならびに当社の連結子会社である株式会社親和銀行は、不良債権問題の抜本的な解決を図るため、平成18年10月13日に、株式会社福岡銀行ならびに株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズと業務・資本提携に基本合意し、取引先企業の事業再生を軸としたアライアンス戦略に取り組むことといたしました。株式会社福岡銀行の事業再生ノウハウ・スキームおよびネットワークと、全国的に数多くの地域企業の財務および事業の再構築を手がける株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズの先進的手法を活用し、親和銀行の「不良債権問題の解決と取引先企業の事業再生・早期健全化の同時実現」を図ってまいります。

2 経営成績及び財政状態

(1) 経営成績

当中間連結会計期間の日本経済を振り返りますと、景気は着実に回復し、デフレ脱却も確実となったことから、日本銀行は7月に「ゼロ金利政策」を解除しました。日本経済は、その後も企業の設備投資が主導する形で、拡大局面を持続させてきました。また、企業業績の改善から、雇用・所得環境も回復し、個人消費は底堅い動きを見せました。

一方、当社グループの主要営業基盤であります長崎県の地域経済は、生産面では金属製品、一般機械、電気機械、輸送用機械などの製造業において堅調な動きが見られましたが、企業収益の改善の遅れや、雇用・所得環境の回復の遅れから、個人消費は低迷したほか、建設業で公共投資の大幅な削減が続きました。このように、県内景気は生産面を中心に持ち直しの動きが見られたものの、非製造業で厳しい状況が続いており、回復の足取りは重いものとなりました。

このような経済情勢のなか、当社の連結子会社である株式会社親和銀行は、「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」の第一の柱である「事業再生と中小企業金融の円滑化」の主旨に則り、企業再生、地域再生に積極的に取り組み一定の成果を上げることができましたが、一方で地域経済の状況が依然として厳しいこともあり、新たな不良債権が発生するなど不良債権残高の圧縮については課題を残すことになりました。

こうしたなか、将来に亘り安定した財務基盤を構築し、地域経済への貢献を十分果たしていくためには、抜本的な不良債権処理を行う必要があるとの認識から、金融庁検査の結果も踏まえ、極めて厳格に自己査定を行った結果、当初予想を大きく上回る与信関連費用を計上することとなりました。

この結果、当中間連結会計期間の当社グループ連結業績につきましては、連結経常収益は前中間連結会計期間比103億31百万円減少の321億71百万円、連結経常費用は前中間連結会計期間比299億96百万円増加の650億99百万円となり、連結経常損失は329億27百万円、連結中間純損失は411億95百万円を計上いたしました。

また、当社の単体業績としては、営業収益が前中間会計期間比1億88百万円増加の5億90百万円、経常利益が前中間会計期間比1億50百万円増加の2億80百万円、中間純利益が前中間会計期間比1億56百万円増加の2億28百万円となりました。

なお、グループ全体での連結自己資本比率につきましては、6.22%となりました。

(2) 財政状態

総資産につきましては、当中間連結会計期間末残高は2兆3,750億円となりました。主な内訳としては、貸出金は、不良債権のオフバランス化や企業の資金需要の低迷等を要因として、前中間連結会計期間末比878億円減少し、当中間連結会計期間末残高は1兆5,966億円となりました。一方、有価証券は、運用の多様化に努めた結果、前中間連結会計期間末比1,067億円増加し、当中間連結会計期間末残高は6,419億円となりました。

負債につきましては、当中間連結会計期間末残高は2兆3,198億円となりました。主な内訳としては、預金・譲渡性預金は、前中間連結会計期間末比633億円減少し、当中間連結会計期間末残高は2兆1,615億円となりました。

・キャッシュ・フロー

1 現金及び現金同等物の増減状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比218億41百万円減少して、675億47百万円となりました。

2 営業活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、預貸金の増減等により130億28百万円の収入超過(前中間連結会計期間は564億64百万円の支出超過)となりました。

3 投資活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、国債をはじめとする有価証券取得による支出等により345億3百万円の支出超過(前中間連結会計期間は181億74百万円の支出超過)となりました。

4 財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金支払等により3億79百万円の支出超過(前中間連結会計期間は153億77百万円の収入超過)となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

国内業務部門では、資金運用収支が貸出金の運用平残の減少等により前中間連結会計期間比16億92百万円減少の218億50百万円、役務取引等収支が預金・貸出業務及び代理業務での増加により前中間連結会計期間比4億27百万円増加の29億31百万円、その他業務収支が、前中間連結会計期間における住宅ローン債権の証券化譲渡益の影響により前中間連結会計期間比52億47百万円減少の10億84百万円となりました。国際業務部門では、資金運用収支が1億18百万円の赤字となったほか、役務取引等収支27百万円、その他業務収支34百万円となりました。

この結果、合計では、資金運用収支が前中間連結会計期間比20億29百万円減少の217億32百万円、役務取引等収支が前中間連結会計期間比4億21百万円増加の29億59百万円、その他業務収支が前中間連結会計期間比53億68百万円減少の11億19百万円となり、収支合算では前中間連結会計期間比69億76百万円減少の258億10百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	23,542	218		23,761
	当中間連結会計期間	21,850	118		21,732
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	24,428	1,082	20	25,490
	当中間連結会計期間	23,277	2,026	23	25,280
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	885	863	20	1,729
	当中間連結会計期間	1,427	2,144	23	3,548
役務取引等収支	前中間連結会計期間	2,504	33		2,538
	当中間連結会計期間	2,931	27		2,959
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,139	51		4,190
	当中間連結会計期間	4,586	44		4,630
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,634	17		1,652
	当中間連結会計期間	1,654	16		1,670
その他業務収支	前中間連結会計期間	6,331	155		6,487
	当中間連結会計期間	1,084	34		1,119
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	6,287	281		6,568
	当中間連結会計期間	1,092	34		1,127
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	44	125		81
	当中間連結会計期間	8			8

(注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

3 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

国内業務部門では、資金運用勘定平均残高が前中間連結会計期間比33億円減少の2兆3,080億18百万円となり、貸出金等の利回り低下により資金運用利回りが前中間連結会計期間比0.10ポイント低下の2.01%となりました。また、資金調達勘定平均残高が前中間連結会計期間比751億13百万円減少の2兆2,331億92百万円となり、預金等の利回り上昇により資金調達利回りが前中間連結会計期間比0.05ポイント上昇の0.12%となりました。

国際業務部門では、資金運用勘定は、平均残高1,069億9百万円、利回り3.78%となりました。また、資金調達勘定は、平均残高1,049億78百万円、利回り4.07%となりました。

この結果、合計で資金運用勘定は平均残高2兆3,724億34百万円、利回り2.12%となりました。資金調達勘定は平均残高2兆2,956億76百万円、利回り0.30%となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	2,304,718	24,428	2.11
	当中間連結会計期間	2,308,018	23,277	2.01
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,730,192	22,315	2.57
	当中間連結会計期間	1,615,347	19,648	2.42
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	372	0	0.33
	当中間連結会計期間	366	0	0.33
うち有価証券	前中間連結会計期間	461,709	2,089	0.90
	当中間連結会計期間	542,619	3,347	1.23
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	77,131	0	0.00
	当中間連結会計期間	105,289	57	0.10
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	1,602	0	0.04
うち預け金	前中間連結会計期間	398	0	0.00
	当中間連結会計期間	274	0	0.03
資金調達勘定	前中間連結会計期間	2,308,305	885	0.07
	当中間連結会計期間	2,233,192	1,427	0.12
うち預金	前中間連結会計期間	2,219,146	715	0.06
	当中間連結会計期間	2,124,889	937	0.08
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	52,572	12	0.04
	当中間連結会計期間	60,917	33	0.10
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	27,265	6	0.04
	当中間連結会計期間	25,232	6	0.04
うち借入金	前中間連結会計期間	12,117	66	1.09
	当中間連結会計期間	13,932	119	1.71

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	66,805	1,082	3.23
	当中間連結会計期間	106,909	2,026	3.78
うち貸出金	前中間連結会計期間	74	1	4.67
	当中間連結会計期間			
うち商品有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち有価証券	前中間連結会計期間	63,715	1,045	3.27
	当中間連結会計期間	103,312	1,959	3.78
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	1,147	18	3.22
	当中間連結会計期間	1,420	36	5.13
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	237	3	2.82
うち預け金	前中間連結会計期間	27	0	0.00
	当中間連結会計期間	55	0	0.03
資金調達勘定	前中間連結会計期間	66,773	863	2.58
	当中間連結会計期間	104,978	2,144	4.07
うち預金	前中間連結会計期間	1,469	5	0.70
	当中間連結会計期間	920	4	0.93
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	1,535	23	3.03
	当中間連結会計期間	454	12	5.34
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	29,027	433	2.97
	当中間連結会計期間	61,076	1,257	4.10
うち借入金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			

(注) 1 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、控除して表示しております。

2 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクステンジ取引に適用する方式)により算出しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去 額()	合計	小計	相殺消去 額()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	2,371,524	34,719	2,336,804	25,510	20	25,490	2.17
	当中間連結会計期間	2,414,928	42,493	2,372,434	25,304	23	25,280	2.12
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,730,267		1,730,267	23,317		22,317	2.57
	当中間連結会計期間	1,615,347		1,615,347	19,648		19,648	2.42
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	372		372	0		0	0.33
	当中間連結会計期間	366		366	0		0	0.33
うち有価証券	前中間連結会計期間	525,425		525,425	3,134		3,134	1.18
	当中間連結会計期間	645,932		645,932	5,306		5,306	1.63
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	78,278		78,278	19		19	0.04
	当中間連結会計期間	106,710		106,710	94		94	0.17
うち債券貸借取 引支払保証金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	1,840		1,840	3		3	0.40
うち預け金	前中間連結会計期間	426		426	0		0	0.00
	当中間連結会計期間	330		330	0		0	0.03
資金調達勘定	前中間連結会計期間	2,375,078	34,719	2,340,359	1,749	20	1,729	0.14
	当中間連結会計期間	2,338,170	42,493	2,295,676	3,572	23	3,548	0.30
うち預金	前中間連結会計期間	2,220,615		2,220,615	720		720	0.06
	当中間連結会計期間	2,125,809		2,125,809	941		941	0.08
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	52,572		52,572	12		12	0.04
	当中間連結会計期間	60,917		60,917	33		33	0.10
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	1,535		1,535	23		23	3.03
	当中間連結会計期間	454		454	12		12	5.34
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	56,292		56,292	440		440	1.55
	当中間連結会計期間	86,308		86,308	1,263		1,263	2.91
うち借入金	前中間連結会計期間	12,117		12,117	66		66	1.09
	当中間連結会計期間	13,932		13,932	119		119	1.71

(注) 1 相殺消去額は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息であります。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

国内業務部門の役務取引等収益は、預金・貸出業務及び代理業務での増加により45億86百万円となりました。役務取引等費用は16億54百万円となりました。この結果、国際業務部門との合計の役務取引等収益は46億30百万円、役務取引等費用は16億70百万円となり、役務取引等収支は29億59百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,139	51	4,190
	当中間連結会計期間	4,586	44	4,630
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	1,023		1,023
	当中間連結会計期間	1,254		1,254
うち為替業務	前中間連結会計期間	2,079	42	2,121
	当中間連結会計期間	2,049	37	2,086
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	63		63
	当中間連結会計期間	39		39
うち代理業務	前中間連結会計期間	873		873
	当中間連結会計期間	1,144		1,144
うち保護預り・貸金庫	前中間連結会計期間	52		52
	当中間連結会計期間	53		53
うち保証業務	前中間連結会計期間	46	9	55
	当中間連結会計期間	45	6	52
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,634	17	1,652
	当中間連結会計期間	1,654	16	1,670
うち為替業務	前中間連結会計期間	469	17	487
	当中間連結会計期間	487	16	504

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	2,172,261	1,373	2,173,635
	当中間連結会計期間	2,100,100	888	2,100,989
うち流動性預金	前中間連結会計期間	983,000		983,000
	当中間連結会計期間	958,755		958,755
うち定期性預金	前中間連結会計期間	1,157,270		1,157,270
	当中間連結会計期間	1,124,884		1,124,884
うちその他	前中間連結会計期間	31,990	1,373	33,364
	当中間連結会計期間	16,460	888	17,349
譲渡性預金	前中間連結会計期間	51,277		51,277
	当中間連結会計期間	60,539		60,539
総合計	前中間連結会計期間	2,223,539	1,373	2,224,913
	当中間連結会計期間	2,160,640	888	2,161,529

(注) 1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成17年9月30日		平成18年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,684,494	100.00	1,596,624	100.00
製造業	149,407	8.87	140,337	8.79
農業	1,758	0.10	1,930	0.12
林業	15	0.00	26	0.00
漁業	21,616	1.28	14,519	0.91
鉱業	8,431	0.50	6,069	0.38
建設業	134,873	8.01	114,019	7.14
電気・ガス・熱供給・水道業	6,868	0.41	10,259	0.64
情報通信業	8,435	0.51	9,385	0.59
運輸業	53,390	3.17	51,895	3.25
卸売・小売業	196,976	11.69	186,812	11.70
金融・保険業	66,397	3.94	104,051	6.52
不動産業	168,673	10.01	132,249	8.28
各種サービス業	416,263	24.71	383,089	23.99
地方公共団体	79,353	4.71	86,953	5.45
その他	372,039	22.09	355,031	22.24
海外及び特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	1,684,494		1,596,624	

外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況
有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	291,237		291,237
	当中間連結会計期間	361,027		361,027
地方債	前中間連結会計期間	37,013		37,013
	当中間連結会計期間	32,385		32,385
社債	前中間連結会計期間	67,472		67,472
	当中間連結会計期間	59,603		59,603
株式	前中間連結会計期間	39,777		39,777
	当中間連結会計期間	25,817		25,817
その他の証券	前中間連結会計期間	22,313	77,421	99,734
	当中間連結会計期間	61,406	101,733	163,140
合計	前中間連結会計期間	457,814	77,421	535,235
	当中間連結会計期間	540,239	101,733	641,973

(注) 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件(平成10年大蔵省告示第62号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	36,818	44,318
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	36,449	43,964
	利益剰余金	2,225	38,352
	自己株式()	530	231
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()		
	その他有価証券の評価差損()		
	為替換算調整勘定		
	新株予約権		
	連結子会社の少数株主持分	5,067	5,138
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合等により計上される無形固定資産相当 額()		
	連結調整勘定相当額()		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上 記各項目の合計額)		54,836
	繰延税金資産の控除金額()		
	計 (A)	80,028	54,836
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		
	一般貸倒引当金	31,231	24,717
	負債性資本調達手段等	11,500	21,500
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	11,500	21,500
	計	42,731	46,217
うち自己資本への算入額 (B)	20,587	30,002	
控除項目	控除項目(注4) (C)	202	202
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	100,414	84,636
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,406,130	1,300,715
	オフ・バランス取引項目	47,859	59,713
	計 (E)	1,453,990	1,360,428
連結自己資本比率(国内基準) = D / E × 100 (%)		6.90	6.22

- (注) 1 告示第13条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第14条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第15条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当社の連結子会社である株式会社親和銀行が将来に亘り安定した財務基盤を構築し、地域経済への貢献を十分果たしていくためには、抜本的な不良債権処理を行う必要があるとの認識から、金融庁検査の結果も踏まえ、極めて厳格に自己査定を行った結果、多額の与信関連費用を計上することとなり、平成19年3月期中間期および通期の業績は最終損失となる見込みとなりました。

このような事態を踏まえ、当社グループでは、不良債権問題との訣別を確実なものとするため、株式会社福岡銀行ならびに株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズと協調して、取引先企業の事業再生を軸としたアライアンス戦略に取り組むことといたしました。

この取り組みにより、当社グループの財務基盤の拡充と企業価値の向上を目指すとともに、地域経済の活性化と地域金融の安定を通じた地域社会への貢献を目指してまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

平成18年10月13日、当社ならびに当社の連結子会社である親和銀行は、事業再生に大きな実績がある株式会社福岡銀行および全国的に数多くの地域企業の財務および事業の再構築を手がける株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズとの間で、不良債権問題の解決と取引先企業の事業再生の同時実現への取り組みに向けた業務・資本提携に基本合意いたしました。

その主な内容は、次のとおりです。

(1) 業務提携

提携先のノウハウを活用して、取引先企業の事業再生支援・早期健全化支援等の業務を共同で構築いたします。

株式会社福岡銀行の100%子会社である「ふくおか債権回収株式会社」の機能を長崎県内に展開して、株式会社親和銀行の不良債権処理のスピードアップを図ります。

株式会社親和銀行、株式会社福岡銀行および株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズが共同で、株式会社親和銀行の債権を譲り受けるための再生ファンドを創設いたします。

平成18年11月に株式会社親和銀行に、株式会社福岡銀行から専務取締役1名、社外取締役1名、職員3名を受け入れ、株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズから常務取締役1名、職員1名を受け入れました。なお、株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズからは、平成19年6月を目途に社外取締役1名を受け入れる予定です。

(2) 資本提携

当社は、平成18年10月30日に、普通株式約70億円を発行し、その全額を株式会社福岡銀行に割り当て、また、優先株式230億円を発行し、その全額を株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズが管理運営する特別目的会社である合同会社K S F Gパートナーズへ割り当てました。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間に完了した重要な設備の売却は次のとおりであります。

なお、重要な設備の新設、拡充等はありません。

銀行業

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)				
連結 子会社	株式会社 親和銀行	旧健軍支店	熊本県熊本市	店舗	1,188.53	112	7		120	
	株式会社 親和銀行	城南倉庫	福岡市城南区	倉庫	1,086.00	122	0		122	

リース業

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)				
連結 子会社	親和リース 株式会社			リース 資産				1,459	1,459	
連結 子会社	親和リース 株式会社	オリエンタル 三萩野	北九州市小倉北区	賃貸物件	354.26	46	119		165	

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,100,000,000
優先株式	92,300,000
計	1,192,300,000

(注) 「株式の消却が行われた場合または優先株式につき普通株式への転換が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる」旨定款に定めております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年12月26日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	367,482,952	427,553,565	東京証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	当社の発行している普通株式は、議決権を有する。なお、当社は単元株制度を採用しており、1単元(1単元の株式数は1,000株)につき1議決権を有する。(注1)
第一回優先株式	30,000,000	同左		(注2)
第二回優先株式	7,300,000	5,310,000		(注1、3)
第三回優先株式		23,000,000		(注4)
計	404,782,952	485,863,565		

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成18年12月1日から半期報告書を提出する日までの優先株式の普通株式への転換による株式数は含まれておりません。

2 第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

本優先株式

1株につき12円50銭とする。

非累積条項

ある営業年度において、本優先株式の株主(以下「本優先株主」という)に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を越えて配当は行わない。

(2) 中間配当金

優先中間配当金を支払う場合には、1株につき6円25銭とする。

(3) 残余財産の分配

当社は残余財産を分配するときは本優先株主に対し普通株主に先立ち本優先株式1株につき1,000円を支払う。本優先株主に対しては、上記1,000円のほか残余財産の分配は行わない。

(4) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配順位は、当社が発行するすべての優先株式と同順位とする。

(5) 消却

当社は、いつでも本優先株式を買入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(6) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(7) 新株予約権等

当社は、法令に別段の定めある場合を除き、本優先株式について、株式の併合または分割を行わない。本優先株主に対し、新株、新株予約権または新株予約権の引受権を与えない。

(8) 普通株式への転換

本優先株主は、本項 に定める期間いつでも転換を請求することができる。転換の請求により、当社は、当社の普通株式を1株当り本項 に定める金額で新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転し、優先株主に交付する。

転換を請求し得べき期間

平成18年3月1日から平成24年3月31日までとする。

転換の条件

A 当初転換価額

当初転換価額は、平成18年3月1日の時価とする。但し、当該時価が278円70銭を下回る場合は、当初転換価額は278円70銭(以下「下限転換価額」という)とする。「平成18年3月1日の時価」とは、平成18年3月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、下記Cに定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価はCに準じて調整される。

B 転換価額の修正

転換価額は、平成18年3月1日以降平成24年2月1日までの毎年2月1日(以下それぞれ「転換価額修正日」という)に、当該転換価額修正日現在の時価に修正される。但し、当該時価が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。「転換価額修正日現在の時価」とは、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、下記Cに定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価はCに準じて調整される。

C 転換価額の調整

a 本優先株式発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、転換価額(下限転換価額を含む)を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という)により調整する。但し、転換価額調整式により計算される転換価額が133円33銭を下回る場合には、133円33銭をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行または 1株当たりの 交付する普通株式数} \times \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行または交付する普通株式数}}$$

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

当社が自己株式を保有している場合には、保有する自己株式数を転換価額調整式の既発行の普通株式数から控除する。

(a) 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、払込期日の翌日または受渡期日以降、また募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。交付される普通株式に当社の有する当社の普通株式が含まれる場合には、転換価額調整式における新規発行の普通株式数に当該株式数を含むものとする。

(b) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日がある場合はその翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記但し書きの場合において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに転換をなしたのものに対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換により 当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整前転換価額}}$$

調整後転換価額

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後転換価額を乗じて得た金額を支払う。但し、円位未満の金額はこれを1円に切上げる。

- (c) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額により当社の普通株式が発行または交付されることとなる転換の請求ができる証券または転換価額調整式に使用する時価を下回る価額により当社の普通株式が発行または交付されることとなる新株予約権を行使できる証券を発行する場合

調整後の転換価額は、その証券の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行されるすべての転換の請求がなされもしくは新株予約権が行使され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその割当日の翌日以降これを適用する。

- (d) 当社の普通株式が発行または移転されることとなる転換の請求ができる証券または当社の普通株式が発行または移転されることとなる新株予約権を行使できる証券であって、転換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日の時価を基準として決定されるものとされている証券を発行した場合において、決定された行使価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する証券の全額が転換またはすべての転換の請求がなされもしくは新株予約権が行使され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。

- b 上記C aに掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額(下限転換価額を含む)の調整を必要とする場合には、当社取締役会が合理的に相当と判断する転換価額に変更される。

- c 転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日(但し、上記C a(b)但し書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記C aまたはbに定める転換価額の調整事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記C aまたはbに準じて調整される。

- d 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその株主割当日の、また、株主割当日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数(自己株式数を除く)とする。

- e 転換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、(A)上記C a(a)の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または交付する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、(B)上記C a(b)の株式分割により普通株式を発行する場合は0円、(C)上記C a(c)の時価を下回る価額をもって普通株式を発行または交付することとなる転換の請求ができる証券または上記C a(c)の時価を下回る価額をもって普通株式を発行または交付することとなる新株予約権を行使できる証券を発行する場合には、当該転換価額または新株予約権の行使価額、(D)上記C a(d)の決定された行使価額が転換価額調整式の時価を下回る場合には、当該転換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。なお、新株予約権が有償で発行された場合は、当該新株予約権がすべて行使され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなし、1株当たりの新株予約権の対価(円位未満小数第2位を四捨五入)を前述(C)及び(D)の行使価額に加算するものとする。

D 転換により発行すべき普通株式数

転換により発行または交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行または交付すべき普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(9) 普通株式への一斉転換

平成24年3月31日までに転換請求のなかった本優先株式は、平成24年4月1日(以下「一斉転換日」という)をもって、本優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。但し、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が278円70銭を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を278円70銭で除して得られる数の普通株式となる。

また、合併等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が合理的に相当と判断する価額に変更される。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

(10) 期中転換または一斉転換があった場合の取扱

本優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

3 第二回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 配当金

当社は、本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)又は本優先株式の登録質権者(以下「本優先登録質

権者」という。)に対しては、利益配当又は中間配当を一切行わない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、本優先株主又は本優先登録質権者に対して、普通株式を有する株主又は普通株式の登録質権者に先立ち、本優先株式1株につき1,000円を支払う。本優先株主又は本優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 買入消却

当社は、いつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(4) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。当社は、本優先株主には、新株引受権又は新株予約権付社債の引受権を与えない。

(6) 普通株式への転換予約権

転換を請求し得べき期間

平成18年1月6日から平成21年1月6日までとする。

転換の条件

本優先株式は、1株につき下記A乃至Cに定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

A 当初転換価額

423円

B 転換価額の修正

本優先株式の発行後、転換価額は、毎月第2及び第4金曜日(以下「修正日」という。)まで(同日を含む。)の5連続取引日(但し、売買高加重平均価格が算出されない日を除く。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の平均値の93%に相当する金額の100分の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌取引日以降、当該修正日価額に修正される。但し、かかる修正後の転換価額が平成18年1月5日まで(同日を含む。)の10連続取引日(但し、売買高加重平均価格が算出されない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の200%に相当する金額の100分の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「上限転換価額」という。)を上回ることとなる場合には転換価額は上限転換価額とし、かかる修正後の転換価額が平成18年1月5日まで(同日を含む。)の10連続取引日(但し、売買高加重平均価格が算出されない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の50%に相当する金額の100分の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「下限転換価額」という。)を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とする。上限転換価額及び下限転換価額は、下記Cの規定を準用して調整される。修正日価額の算出にかかる上記5連続取引日の間に下記Cに基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整されるものとする。

上記修正が行われる場合には、当社は、当該修正日に、当該本優先株主に対し、修正後の転換価額を通知する。

C 転換価額の調整

- a 当社は、当社が本優先株式の発行後、下記bに掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- b 転換価額調整式により本優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (a) 下記e(b)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合(但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券、当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使により当社の普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社の普通株式を交付する場合を除く。)調整後の転換価額は、払込期日以降、又はかかる発行のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (b) 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記但書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決

議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (c) 下記 e (b) に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行又は付与する場合調整後の転換価額は、発行又は付与される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全部が当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）以降又は、その証券の発行若しくは付与のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- c 当社は、上記 b に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本優先株主と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- (a) 株式の併合、資本の減少、旧商法第373条に定められた新設分割、旧商法第374条ノ16に定められた吸収分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (b) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (c) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- d 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額調整式を適用する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- e (a) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (b) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (c) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式数を控除した数とする。
- f 上記 b の規定にかかわらず、上記 b に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日が上記 B に基づく転換価額の修正日と一致する場合には、上記 b に基づく転換価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、上限転換価額及び下限転換価額については、かかる調整を行うものとする。
- D 上記 C により転換価額の調整を行うときには、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本優先株主に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、上記 C b (b) 但書に定める株式分割の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記 C f の規定が適用される場合には、かかる通知は上限転換価額及び下限転換価額の調整についてのみ効力を有する。

E 転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

F 転換請求受付場所

名義書換代理人 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

G 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書及び本優先株式の株券が上記 F に記載する転換請求受付場所に到着した時に発生する。但し、本優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

(7) 普通株式への一斉転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった本優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉転換日」という。）をもって、1,000円を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式に一斉転換する。但し、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、下限転換価額を下回るときは、1,000円を当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。但し、上記

(6) に定める転換価額が一斉転換日までに上記(6) Cにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の

調整を行うものとする。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、旧商法第220条の規定に従ってこれを取扱う。

(8) 期中転換又は一斉転換があった場合の取扱い

本優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求又は一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(9) 優先順位

本優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、第一回優先株式と同順位とする。

4 第三回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当については、本優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または本優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、以下に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において(2)に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

優先配当金

本優先株式1株につき、年20円とする。ただし、平成19年3月31日に終了する事業年度にかかる優先配当金については、本優先株式1株につき、年8円38銭とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当を行う場合には、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先配当金の額の2分の1の額の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(3) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき金銭により1,000円を支払う。

優先株主に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 取得請求権（普通株式への転換）

優先株主は、当会社に対して、下記に定める期間中、下記に定める条件により、当会社普通株式と引換えに、その有する本優先株式の全部または一部を取得するよう請求することができる。当該請求があったときは、当会社は、当該優先株主に対して、本優先株式を取得することと引換えに、下記に定める条件により当会社普通株式を交付するものとする（以下、かかる請求を「転換請求」といい、転換請求により当会社が本優先株式を取得することと引換えに当会社普通株式を交付することを「転換」という。）。

転換を請求することができる期間

本優先株式に係る払込期日の翌日以降、平成32年3月31日まで（以下「転換請求期間」という。）

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換の条件

A 本優先株式の転換と引換えに交付する当会社普通株式の数の算定方法

転換請求権の行使と引換えに交付する当会社普通株式の数は次のとおりとする。なお、「転換価額」は、下記B及びCに定めるところによる。

$$\text{転換と引換えに交付する普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した本優先株式数}}{\text{転換価額}} \times 1,000\text{円}$$

B 当初転換価額

当初転換価額は、135円とする。

C 転換価額の調整

- a 本優先株式発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める適用開始日以降、転換価額を次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (a) 当社が、転換価額調整式に使用する1株あたりの時価を下回る価額を募集株式の払込金額としてその発行する当社の普通株式またはその処分する当社の有する当社の普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、株式の分割、普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券（権利）もしくは当社に取得させることができる証券（権利）または普通株式の交付を当社に請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得または行使による場合を除く。）の取得または行使による場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日または払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定める基準日の翌日以降これを適用する。
- (b) 株式の分割（普通株式の無償割当てを含む）をする場合
調整後転換価額は、当該株式の分割または無償割当てのための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- (c) 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券（権利）もしくは当社に取得させることができる証券（権利）、または当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに当社に取得される証券（権利）もしくは当社に取得させることができる証券（権利）、または行使することにより当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合
調整後転換価額は、発行される証券（権利）または新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券または新株予約権の払込期日または払込期間の末日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。
- b 上記aに掲げる場合のほか、次に掲げる場合には、当社は、優先株主と協議の上、その承認を得て上記aに準じて必要な転換価額の調整を行う。
- (a) 株式の併合、資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (b) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき（普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券（権利）もしくは当社に取得させることができる証券（権利）または普通株式の交付を当社に請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）により普通株式を交付する場合の転換価額・行使価額等の条件が、定款の変更、市場価格の変動その他の事由により、当該証券（権利）が発行された時点の条件と変更された場合を含む。）。
- (c) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由の影響を考慮する必要があるとき。
- c 転換価額調整式で使用する1株あたりの時価は、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- d 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。
- e 転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数（当該日において当社の有する当社の普通株式を除く。）とする。

D 転換請求受付

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

E 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書及び本優先株式の株券が上記Dに記載する転換請求受付場所に到着した時に発生する。
但し、本優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

(5) 取得条項(一斉転換)

当社は、転換請求期間中に転換請求権の行使のなかった本優先株式を、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって取得し、これと引換えに、本優先株式1株当たり1,000円を普通株式の時価で除して得られる数の当会社普通株式を交付する。なお、本項でいう普通株式の時価とは、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該平均値が、当初転換価額の80%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限一斉転換価額」という。)を下回るときは、本優先株式1株当たり1,000円を下限一斉転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、交付する当会社普通株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条の規定にしたがってこれを取り扱う。

(6) 議決権

本優先株主は、法令および定款に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。但し、優先配当金を受ける旨の剰余金の処分に関する議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の剰余金の処分に関する議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の剰余金の処分に関する決議がなされた定時株主総会の終結の時まで、株主総会において議決権を有するものとする。

(7) 優先株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。

当社は、優先株主に対し、会社法第202条に規定する募集株式の割当てを受ける権利または会社法第241条に規定する募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(8) 優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払い順位は、同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年4月1日～ 平成18年9月30日 (注)	20,085	404,782		44,318,000		43,947,600

(注) 第二回優先株式の普通株式への転換による増加であります。

(4) 【大株主の状況】

普通株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	18,155	4.94
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	13,280	3.61
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	9,797	2.66
モルガン・スタンレーアンドカン パニーインク	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U. S. A.	7,209	1.96
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	6,603	1.79
日新火災海上保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台二丁目3	6,212	1.69
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	5,848	1.59
株式会社みずほコーポレート 銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	5,193	1.41
親和銀行行員持株会	長崎県佐世保市島瀬町10番12号	5,076	1.38
株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号	4,643	1.26
計		82,018	22.31

第一回優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	30,000	100.00
計		30,000	100.00

第二回優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ユービーエス エイジー ロンドン ブランチ	1 FINSBURY AVENUE LONDON EC2M 2PP	4,300	58.90
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,000	41.10
計		7,300	100.00

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回優先株式 30,000,000		
	第二回優先株式 7,300,000		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 671,000		(注) 1
	(相互保有株式) 普通株式 157,000		(注) 1
完全議決権株式(その他)	普通株式 362,328,000	362,328	(注) 1、(注) 2
単元未満株式	普通株式 4,326,952		(注) 1、(注) 3
発行済株式総数	404,782,952		
総株主の議決権		362,328	

(注) 1 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が123千株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が123個含まれております。

3 上記の「単元未満株式」には、当社所有の自己株式389株及び相互保有株式が次のとおり含まれております。

相互保有株式の所有者の氏名又は名称	単元未満株式数(株)
しんわディーシーカード株式会社	665
計	665

【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社九州親和ホール ディングス	長崎県佐世保市島瀬町 10番12号	671,000		671,000	0.16
(相互保有株式) しんわディーシーカード 株式会社	長崎県佐世保市栄町 4番1号	157,000		157,000	0.03
計		828,000		828,000	0.20

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	287	244	199	183	177	165
最低(円)	230	185	163	151	157	140

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 第一回優先株式及び第二回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されておりません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当半期報告書提出日までに、次のとおり役員の異動がありました。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)	就任年月日
取締役	総合企画グループマネージャー	相良 克巳	昭和29年10月26日生	昭和53年4月 平成16年4月 平成18年6月 平成18年11月 株式会社親和銀行入行 同総務部長 当社取締役(現職) 株式会社親和銀行 取締役(現職)	20,000	平成18年11月8日

第5 【経理の状況】

1 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

3 当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）及び当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は、中間連結株主資本等変動計算書及び中間株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前中間連結会計期間及び前中間会計期間との対比は行っておりません。

4 証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）の中間財務諸表は、中央青山監査法人（現みすず監査法人）の監査証明を受け、当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は、新日本監査法人の監査証明を受けております。

なお、当中間期において、監査人を中央青山監査法人（現みすず監査法人）から新日本監査法人へ変更しております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	7	80,449	3.23	68,918	2.90	90,419	3.54
コールローン及び買入手形		146,000	5.85	61,178	2.58	94,584	3.71
買入金銭債権		40	0.00	18	0.00	37	0.00
商品有価証券		149	0.01	659	0.03	109	0.00
金銭の信託	5	5,549	0.22	6,787	0.28	6,727	0.26
有価証券	7	535,235	21.46	641,973	27.03	602,598	23.61
貸出金	1,2 3,4 5,6 7,8	1,684,494	67.54	1,596,624	67.22	1,718,946	67.35
外国為替	6	1,960	0.08	1,832	0.08	1,426	0.06
その他資産	7	13,218	0.53	16,018	0.67	18,240	0.71
動産不動産	7,9 10	53,747	2.15			52,513	2.06
有形固定資産	9, 10			46,476	1.96		
無形固定資産				1,397	0.06		
繰延税金資産		28,630	1.15	19,200	0.81	26,414	1.04
支払承諾見返		29,652	1.19	28,100	1.18	28,984	1.14
貸倒引当金	5	85,081	3.41	114,049	4.80	88,847	3.48
投資損失引当金				38	0.00		
資産の部合計		2,494,049	100.00	2,375,098	100.00	2,552,154	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金		2,173,635	87.15	2,100,989	88.46	2,136,644	83.72
譲渡性預金		51,277	2.06	60,539	2.55	46,622	1.83
売現先勘定	7	1,190	0.05	553	0.02		
債券貸借取引受入担保金	7	108,582	4.36	75,044	3.16	186,385	7.30
借入金	11	15,214	0.61	14,316	0.60	14,802	0.58
外国為替		68	0.00	12	0.00	21	0.00
社債	12	5,000	0.20	15,000	0.63	15,000	0.59
その他負債		7,634	0.31	11,252	0.48	11,396	0.45
賞与引当金		485	0.02	915	0.04	896	0.03
退職給付引当金		14,050	0.56	13,080	0.55	13,611	0.53
連結調整勘定		62	0.00			53	0.00
負ののれん				44	0.00		
支払承諾		29,652	1.19	28,100	1.18	28,984	1.14
負債の部合計		2,406,854	96.51	2,319,849	97.67	2,454,419	96.17
(少数株主持分)							
少数株主持分		5,067	0.20			5,069	0.20
(資本の部)							
資本金		36,818	1.47			44,318	1.74
資本剰余金		36,449	1.46			43,966	1.72
利益剰余金		2,225	0.09			3,217	0.13
その他有価証券評価差額金		7,166	0.29			1,392	0.05
自己株式		530	0.02			229	0.01
資本の部合計		82,128	3.29			92,665	3.63
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		2,494,049	100.00			2,552,154	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		42,502	100.00	32,171	100.00	88,489	100.00
資金運用収益		25,490		25,280		50,412	
(うち貸出金利息)		(22,317)		(19,648)		(43,227)	
(うち有価証券利息配当金)		(3,134)		(5,307)		(7,057)	
役務取引等収益		4,190		4,630		8,596	
その他業務収益		6,568		1,127		13,146	
その他経常収益		6,252		1,133		16,333	
経常費用		35,103	82.59	65,099	202.35	74,465	84.15
資金調達費用		1,730		3,552		4,128	
(うち預金利息)		(720)		(941)		(1,318)	
役務取引等費用		1,652		1,670		3,327	
その他業務費用		81		8		263	
営業経費		15,260		15,737		30,502	
その他経常費用	1	16,378		44,129		36,243	
経常利益(は経常損失)		7,399	17.41	32,927	102.35	14,024	15.85
特別利益		1,030	2.42	532	1.65	2,373	2.68
特別損失	2	1,828	4.30	305	0.94	2,179	2.46
税金等調整前中間(当期)純利益 (は税金等調整前中間純損失)		6,601	15.53	32,700	101.64	14,218	16.07
法人税、住民税及び事業税		142	0.33	613	1.91	612	0.69
法人税等調整額		2,093	4.92	7,879	24.49	8,244	9.32
少数株主利益		2	0.01	1	0.01	5	0.01
中間(当期)純利益 (は中間純損失)		4,363	10.27	41,195	128.05	5,356	6.05

【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】

(中間連結剰余金計算書)

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		89,633	89,633
資本剰余金増加高		1,782	9,299
増資による新株の発行		1,781	9,281
自己株式処分差益		1	18
資本剰余金減少高		54,966	54,966
資本準備金取崩による減少高		48,972	48,972
その他資本剰余金取崩による減少高		5,994	5,994
資本剰余金中間期末(期末)残高		36,449	43,966
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		57,104	57,104
利益剰余金増加高		59,330	60,322
中間(当期)純利益		4,363	5,356
資本準備金取崩による増加高		48,972	48,972
その他資本剰余金取崩による増加高		5,994	5,994
利益剰余金減少高			
利益剰余金中間期末(期末)残高		2,225	3,217

[次へ](#)

(中間連結株主資本等変動計算書)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	44,318	43,966	3,217	229	91,272
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			375		375
中間純損失			41,195		41,195
自己株式の取得				6	6
自己株式の処分		1		4	2
連結子会社の増加			0		0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)		1	41,570	2	41,574
平成18年9月30日残高(百万円)	44,318	43,964	38,352	231	49,698

	評価・換算差額等		少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	1,392	1,392	5,069	97,735
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)				375
中間純損失				41,195
自己株式の取得				6
自己株式の処分				2
連結子会社の増加				0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	980	980	68	912
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	980	980	68	42,486
平成18年9月30日残高(百万円)	411	411	5,138	55,248

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純 利益		6,601	32,700	14,218
(は税金等調整前中間純損 失)				
減価償却費		1,135	1,076	2,302
減損損失		1,632	79	1,737
連結調整勘定償却額		8		17
負ののれん償却額			8	
持分法による投資損益()		21	762	21
貸倒引当金の増加額		516	25,201	4,283
投資損失引当金の増加額			5	
賞与引当金の増加額・減少 額()		446	18	34
退職給付引当金の減少額 ()		351	531	790
資金運用収益		25,490	25,280	50,412
資金調達費用		1,730	3,552	4,128
有価証券関係損益()		6,723	317	15,852
金銭の信託の運用損益()		114	38	0
為替差損益()		1,703	49	58
動産不動産処分損益()		182		181
固定資産処分損益()			2	
貸出金の純増()減		141,953	122,321	107,502
預金の純増減()		127,843	35,241	164,833
譲渡性預金の純増減()		8,318	13,917	3,663
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減()		783	485	371
預け金(日銀預け金を除く) の純増()減		300	339	19
コールローン等の純増() 減		145,510	33,425	94,091
コールマネー等の純増減 ()		301	551	1,492
債券貸借取引受入担保金の 純増減()		65,445	113,085	140,236
外国為替(資産)の純増() 減		1,147	405	1,682
外国為替(負債)の純増減 ()		3	9	44
資金運用による収入		25,934	24,004	50,515
資金調達による支出		3,453	3,030	6,483
その他		150	1,030	2,877
小計		56,389	13,173	252
法人税等の還付額		119	288	122
法人税等の支払額		195	433	656
営業活動による キャッシュ・フロー		56,464	13,028	786

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		138,731	123,711	266,023
有価証券の売却による収入		89,691	59,588	117,130
有価証券の償還による収入		32,817	28,487	63,222
金銭の信託の増加による 支出		2,434	131	3,836
金銭の信託の減少による 収入			32	108
動産不動産の取得による 支出		568		1,290
有形固定資産の取得による 支出			636	
動産不動産の売却による 収入		1,050		1,916
有形固定資産の売却による 収入			2,111	
無形固定資産の取得による 支出			244	
投資活動による キャッシュ・フロー		18,174	34,503	88,772
財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入による収入		2,500		2,500
劣後特約付借入金 の返済による支出		500		500
劣後特約付社債の発行 による収入		4,829		14,585
株式の発行による収入		3,557		18,435
配当金支払額		0	375	0
少数株主への配当金支払額		0	0	0
少数株主からの払込による 収入		5,000		5,000
自己株式の取得による支出		8	6	34
自己株式の売却による収入		0	2	2
財務活動による キャッシュ・フロー		15,377	379	39,987
現金及び現金同等物に係る 換算差額		16	12	14
現金及び現金同等物の 増加額・減少額()		59,245	21,841	49,556
現金及び現金同等物 の期首残高		138,945	89,388	138,945
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高		79,700	67,547	89,388

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 8社 主要な会社名 株式会社親和銀行 当社の連結子会社である株式会社親和銀行は、企業再生支援等への取組み強化策として、平成17年5月13日付けで親和分割準備株式会社を設立いたしました。なお、平成17年9月27日付けで会社分割を実施し、併せて社名を親和コーポレート・パートナーズ株式会社に変更し、当中間連結会計期間から連結子会社としております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 10社 主要な会社名 株式会社親和銀行 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表されたことに伴い、当中間連結会計期間より、以下の投資事業組合を新たに連結の範囲に含め、連結財務諸表を作成しております。 しんわベンチャーキャピタル企業育成ファンド長崎一号投資事業有限責任組合 九州親和企業育成ファンド二号投資事業有限責任組合</p> <p>(2) 非連結子会社 同左</p>	<p>(1) 連結子会社 8社 主要な会社名 株式会社親和銀行 当社の連結子会社である株式会社親和銀行は、企業再生支援等への取組み強化策として、平成17年5月13日付けで親和分割準備株式会社を設立いたしました。なお、平成17年9月27日付けで会社分割を実施し、併せて社名を親和コーポレート・パートナーズ株式会社に変更しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 同左</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 2社 主要な会社名 西九州保証サービス株式会社 九州ユニオンクレジット株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 2社 同左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 同左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 同左</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 2社 同左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 同左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 同左</p>
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>連結子会社の中間決算日は中間連結決算日と一致しております。</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 2社 9月末日 8社</p> <p>(2) 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>	<p>連結子会社の事業年度末日は連結決算日と一致しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、 其他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、其他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、 其他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、其他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 同左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、 其他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、其他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (ロ) 同左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 動産不動産 当社及び銀行業を営む連結子会社の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当社及び銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。	(4) 減価償却の方法 動産不動産 当社及び銀行業を営む連結子会社の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 3年～20年</p> <p>その他の連結子会社の動産不動産については、主として定率法を採用し、税法基準の償却率により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 3年～20年</p> <p>その他の連結子会社の有形固定資産については、主として定率法を採用し、税法基準の償却率により償却しております。</p> <p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 3年～20年</p> <p>その他の連結子会社の動産不動産については、主として定率法を採用し、税法基準の償却率により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>
	<p>(5) 繰延資産の処理方法 新株発行費及び社債発行費については商法の規定により每期均等額(3年)を償却しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 新株発行費 3年間の均等償却を行っております。 社債発行費 3年間の均等償却を行っております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 新株発行費 旧商法施行規則に規定する最長期間(3年間)で均等償却しております 社債発行費 旧商法施行規則に規定する最長期間(3年間)で均等償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 銀行業を営む連結子会社及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 銀行業を営む連結子会社及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 銀行業を営む連結子会社及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は83,043百万円です。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は69,070百万円です。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は65,967百万円です。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		(7) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	
	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(8) 賞与引当金の計上基準 同左	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理	(9) 退職給付引当金の計上基準 同左	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 銀行業を営む連結子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 銀行業を営む連結子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(10) リース取引の処理方法 当社及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(11) リース取引の処理方法 同左	(10) リース取引の処理方法 同左
	(11) 消費税等の会計処理 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(12) 消費税等の会計処理 同左	(11) 消費税等の会計処理 同左
	(12) 資本連結に関する事項 企業結合に関する資本連結手続は、連結原則に基づく会計処理を行っております。	(13) 資本連結に関する事項 同左	(12) 資本連結に関する事項 同左
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会平成14年8月9日))及び 「固定資産の減損に係る会計基準の 適用指針」(企業会計基準適用指針 第6号平成15年10月31日)を当中間 連結会計期間から適用してありま す。これにより税金等調整前中間純 利益は1,628百万円減少してありま す。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀 行法施行規則」(昭和57年大蔵省 令第10号)に基づき減価償却累計 額を直接控除により表示している ため、減損損失累計額につきまし ては、各資産の金額から直接控除 しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に 関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表 示に関する会計基準」(企業会計 基準第5号平成17年12月9日)及 び「貸借対照表の純資産の部の表 示に関する会計基準等の適用指 針」(企業会計基準適用指針第8 号平成17年12月9日)を当中間連 結会計期間から適用してありま す。</p> <p>当中間連結会計期間末における 従来の「資本の部」に相当する金 額は50,110百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間にお ける中間連結貸借対照表の純資産 の部については、中間連結財務諸 表規則及び銀行法施行規則の改正 に伴い、改正後の中間連結財務諸 表規則及び銀行法施行規則により 作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報 告) 「投資事業組合に対する支配力 基準及び影響力基準の適用に関 する実務上の取扱い」(実務対応報 告第20号平成18年9月8日)が公 表日以後終了する中間連結会計期 間に係る中間連結財務諸表から適 用されることになったことに伴 い、当中間連結会計期間から同実 務対応報告を適用しております。 これによる中間連結貸借対照表等 に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会平成14年8月9日))及び 「固定資産の減損に係る会計基準の 適用指針」(企業会計基準適用指針 第6号平成15年10月31日)を当連結 会計年度から適用してあります。こ れにより税金等調整前当期純利益は 1,732百万円減少してあります。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀 行法施行規則」(昭和57年大蔵省 令第10号)に基づき減価償却累計 額を直接控除により表示している ため、減損損失累計額につきまし ては、各資産の金額から直接控除 しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)</p> <p>「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する実務対応報告)</p> <p>「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した新株発行費及び社債発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し3年間の均等償却を行っております。</p>	

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>
<p>従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するもの出資持分は、「その他資産」に含めて表示しておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日法律第97号)により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当中間連結会計期間から「有価証券」に含めて表示しております。また、当該組合の営業により獲得した損益の持分相当額については、従来、「資金調達費用」及び「資金運用収益」中の「その他の支払利息」及び「その他の受入利息」に含めて表示しておりましたが、当中間連結会計期間から「資金運用収益」中の「有価証券利息配当金」に含めて表示しております。</p>	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(3) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(4) 負債の部に表示していた「連結調整勘定」は、「負ののれん」として表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「連結調整勘定償却額」は「負ののれん償却額」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分損益()」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益()」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は、「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は14,162百万円、延滞債権額は、110,666百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は679百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は60,926百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は10,012百万円、延滞債権額は、169,236百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は23百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は36,114百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は8,052百万円、延滞債権額は119,079百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は79百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は62,013百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は186,435百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は59,585百万円であります。</p> <p>なお、銀行業を営む連結子会社は、貸出債権の劣後受益権を20,325百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額79,910百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>また、金銭の信託のうち2,434百万円は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、31,990百万円であります。</p> <p>7 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券95,470百万円及び預け金9百万円を差し入れております。</p> <p>また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている有価証券は110,715百万円であり、対応する売現先勘定は1,190百万円、債券貸借取引受入担保金は108,582百万円であります。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は3,654百万円であります。</p>	<p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は215,387百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は105,104百万円であります。</p> <p>なお、銀行業を営む連結子会社は、貸出債権の劣後受益権を41,812百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額146,916百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>また、金銭の信託のうち3,826百万円は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、30,157百万円であります。</p> <p>7 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券121,599百万円及び預け金6百万円、その他の資産64百万円を差し入れております。</p> <p>また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている有価証券は79,165百万円であり、対応する売現先勘定は553百万円、債券貸借取引受入担保金は75,044百万円あります。</p> <p>また、その他資産のうち保証金金は2,405百万円あります。</p>	<p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は189,224百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の期末残高の総額は116,078百万円あります。なお、銀行業を営む連結子会社は、貸出債権の劣後受益権を42,401百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額158,480百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>また、金銭の信託のうち3,727百万円は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、36,988百万円あります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産 有価証券 3,683百万円 担保資産に対応する債務 コールマネー 百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券131,873百万円及び預け金9百万円、貸出金30,000百万円及びその他の資産21百万円を差し入れております。また、現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている有価証券は187,300百万円であり、対応する債券貸借取引受入担保金は186,385百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、460,789百万円であります。これらはすべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 動産不動産の減価償却累計額 38,789百万円</p> <p>10 動産不動産の圧縮記帳額 17,234百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,500百万円が含まれております。</p> <p>12 劣後特約付社債5,000百万円 であります。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、443,954百万円あります。これらはすべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 有形固定資産の減価償却累計額 35,941百万円</p> <p>10 有形固定資産の圧縮記帳額 17,234百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,500百万円が含まれております。</p> <p>12 社債は、劣後特約付社債 15,000百万円あります。</p>	<p>また、動産不動産のうち保証金権利金は3,606百万円であり ます。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、428,175百万円あります。これらはすべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 動産不動産の減価償却累計額 38,459百万円</p> <p>10 動産不動産の圧縮記帳額 17,234百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 百万円)</p> <p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,500百万円が含まれております。</p> <p>12 社債は、劣後特約付社債 15,000百万円あります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																																								
<p>1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額15,734百万円を含んでおります。</p> <p>2 当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <p>(1) 遊休資産(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>長崎県内</td> <td>26か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>430百万円</td> </tr> <tr> <td>長崎県外</td> <td>23か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>962百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 営業用店舗(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>長崎県内</td> <td>1か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>38百万円</td> </tr> <tr> <td>長崎県外</td> <td>4か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>189百万円</td> </tr> </table> <p>(3) 賃貸物件(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>福岡県</td> <td>1か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>11百万円</td> </tr> </table> <p>上記の資産は、地価の下落により含み損を有するに至っており、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(1,632百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(グルーピングの方法)</p> <p>銀行業を営む連結子会社の営業用資産のうち、エリア制の店舗についてはエリア単位、それ以外については独立店舗単位とし、出張所・支店長兼務子店は母店に含めてグルーピングしております。また、本部関連施設、社宅・寮、店舗外ATM等については共用資産とし、銀行全体を一体としてグルーピングしております。</p> <p>遊休資産は、各々独立した資産として、また、当社及び銀行業を営む連結子会社以外の連結子会社は、個社毎にグルーピングしておりますが、連結子会社が所有する遊休資産・賃貸物件については各々独立した資産としてグルーピングしております。</p>	長崎県内	26か所	減損損失額	430百万円	長崎県外	23か所	減損損失額	962百万円	長崎県内	1か所	減損損失額	38百万円	長崎県外	4か所	減損損失額	189百万円	福岡県	1か所	減損損失額	11百万円	<p>1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額39,445百万円及び株式等償却2,038百万円を含んでおります。</p> <p>2 当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <p>(1) 遊休資産(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>長崎県内</td> <td>1か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>長崎県外</td> <td>4か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>5百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 営業用店舗(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>長崎県内</td> <td>1か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>長崎県外</td> <td>3か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>63百万円</td> </tr> </table> <p>上記の資産は、地価の下落により含み損を有するに至っており、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(79百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(グルーピングの方法)</p> <p>銀行業を営む連結子会社の営業用資産のうち、エリア制の店舗についてはエリア単位、それ以外については独立店舗単位とし、出張所・支店長兼務子店は母店に含めてグルーピングしております。また、本部関連施設、社宅・寮、店舗外ATM等については共用資産とし、銀行全体を一体としてグルーピングしております。</p> <p>遊休資産は、各々独立した資産として、また、当社及び銀行業を営む連結子会社以外の連結子会社は、個社毎にグルーピングしております。</p>	長崎県内	1か所	減損損失額	2百万円	長崎県外	4か所	減損損失額	5百万円	長崎県内	1か所	減損損失額	7百万円	長崎県外	3か所	減損損失額	63百万円	<p>1 その他の経常費用には、債権売却損1,757百万円を含んでおります。</p> <p>2 当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <p>(1) 遊休資産(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>長崎県内</td> <td>26か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>507百万円</td> </tr> <tr> <td>長崎県外</td> <td>23か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>990百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 営業用店舗(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>長崎県内</td> <td>1か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>38百万円</td> </tr> <tr> <td>長崎県外</td> <td>4か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>189百万円</td> </tr> </table> <p>(3) 賃貸物件(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>福岡県</td> <td>1か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>11百万円</td> </tr> </table> <p>上記の資産は、地価の下落により含み損を有するに至っており、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(1,737百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(グルーピングの方法)</p> <p>銀行業を営む連結子会社の営業用資産のうち、エリア制の店舗についてはエリア単位、それ以外については独立店舗単位とし、出張所・支店長兼務子店は母店に含めてグルーピングしております。また、本部関連施設、社宅・寮、店舗外ATM等については共用資産とし、銀行全体を一体としてグルーピングしております。</p> <p>遊休資産は、各々独立した資産として、また、当社及び銀行業を営む連結子会社以外の連結子会社は、個社毎にグルーピングしておりますが、連結子会社が所有する遊休資産・賃貸物件については各々独立した資産としてグルーピングしております。</p>	長崎県内	26か所	減損損失額	507百万円	長崎県外	23か所	減損損失額	990百万円	長崎県内	1か所	減損損失額	38百万円	長崎県外	4か所	減損損失額	189百万円	福岡県	1か所	減損損失額	11百万円
長崎県内	26か所																																																									
減損損失額	430百万円																																																									
長崎県外	23か所																																																									
減損損失額	962百万円																																																									
長崎県内	1か所																																																									
減損損失額	38百万円																																																									
長崎県外	4か所																																																									
減損損失額	189百万円																																																									
福岡県	1か所																																																									
減損損失額	11百万円																																																									
長崎県内	1か所																																																									
減損損失額	2百万円																																																									
長崎県外	4か所																																																									
減損損失額	5百万円																																																									
長崎県内	1か所																																																									
減損損失額	7百万円																																																									
長崎県外	3か所																																																									
減損損失額	63百万円																																																									
長崎県内	26か所																																																									
減損損失額	507百万円																																																									
長崎県外	23か所																																																									
減損損失額	990百万円																																																									
長崎県内	1か所																																																									
減損損失額	38百万円																																																									
長崎県外	4か所																																																									
減損損失額	189百万円																																																									
福岡県	1か所																																																									
減損損失額	11百万円																																																									

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(回収可能価額の算定方法等) 回収可能価額の測定は、主に正味売却価額を使用し、鑑定評価額及び売却予定額に基づき算定しております。また、一部の回収可能価額については、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを3.9%で割り引いて算定しております。	(回収可能価額の算定方法等) 回収可能価額の測定は、正味売却価額を使用し、鑑定評価額及び売却予定額に基づき算定しております。	(回収可能価額の算定方法等) 回収可能価額の測定は、主に正味売却価額を使用し、鑑定評価額及び売却予定額に基づき算定しております。また、一部の回収可能価額については、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを3.9%で割り引いて算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	342,267	25,215		367,482	(注1)
第一回優先株式	30,000			30,000	
第二回優先株式	12,430		5,130	7,300	(注2)
合 計	384,697	25,215	5,130	404,782	
自己株式					
普通株式	839	34	14	858	(注3)
合 計	839	34	14	858	

(注) 1 普通株式の増加25,215千株は、第二回優先株式の普通株式への転換による増加であります。

2 第二回優先株式の減少5,130千株は、普通株式への転換による減少であります。

3 自己株式

普通株式の増加34千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

普通株式の減少14千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	第一回優先株式	375	12.50	平成18年3月31日	平成18年6月28日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成17年9月30日現在	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成18年9月30日現在	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成18年3月31日現在
現金預け金 80,449 勘定 9 定期預け金 395 当座預け金 263 普通預け金 0 別段預け金 81 郵貯預け金 現金及び現金同等物 79,700	現金預け金 68,918 勘定 9 定期預け金 940 当座預け金 320 普通預け金 0 別段預け金 100 郵貯預け金 現金及び現金同等物 67,547	現金預け金 90,419 勘定 9 定期預け金 634 当座預け金 279 普通預け金 0 別段預け金 106 郵貯預け金 現金及び現金同等物 89,388

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																																		
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>3,915百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,915百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>2,154百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,154百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>1,760百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,760百万円</td></tr> </table> <p>(注)取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>678百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,082百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,760百万円</td></tr> </table> <p>(注)未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料及び減価償却費相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>345百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>345百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	動産	3,915百万円	合計	3,915百万円	動産	2,154百万円	合計	2,154百万円	動産	1,760百万円	合計	1,760百万円	1年内	678百万円	1年超	1,082百万円	合計	1,760百万円	支払リース料	345百万円	減価償却費相当額	345百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>4,483百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,483百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>2,199百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,199百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>2,283百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,283百万円</td></tr> </table> <p>(注)取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>874百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,409百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,283百万円</td></tr> </table> <p>(注)未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料及び減価償却費相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>380百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>380百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	動産	4,483百万円	合計	4,483百万円	動産	2,199百万円	合計	2,199百万円	動産	2,283百万円	合計	2,283百万円	1年内	874百万円	1年超	1,409百万円	合計	2,283百万円	支払リース料	380百万円	減価償却費相当額	380百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>4,445百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,445百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>2,486百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,486百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>1,958百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,958百万円</td></tr> </table> <p>(注)取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>691百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,267百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,958百万円</td></tr> </table> <p>(注)未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>722百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>722百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	動産	4,445百万円	合計	4,445百万円	動産	2,486百万円	合計	2,486百万円	動産	1,958百万円	合計	1,958百万円	1年内	691百万円	1年超	1,267百万円	合計	1,958百万円	支払リース料	722百万円	減価償却費相当額	722百万円
動産	3,915百万円																																																																			
合計	3,915百万円																																																																			
動産	2,154百万円																																																																			
合計	2,154百万円																																																																			
動産	1,760百万円																																																																			
合計	1,760百万円																																																																			
1年内	678百万円																																																																			
1年超	1,082百万円																																																																			
合計	1,760百万円																																																																			
支払リース料	345百万円																																																																			
減価償却費相当額	345百万円																																																																			
動産	4,483百万円																																																																			
合計	4,483百万円																																																																			
動産	2,199百万円																																																																			
合計	2,199百万円																																																																			
動産	2,283百万円																																																																			
合計	2,283百万円																																																																			
1年内	874百万円																																																																			
1年超	1,409百万円																																																																			
合計	2,283百万円																																																																			
支払リース料	380百万円																																																																			
減価償却費相当額	380百万円																																																																			
動産	4,445百万円																																																																			
合計	4,445百万円																																																																			
動産	2,486百万円																																																																			
合計	2,486百万円																																																																			
動産	1,958百万円																																																																			
合計	1,958百万円																																																																			
1年内	691百万円																																																																			
1年超	1,267百万円																																																																			
合計	1,958百万円																																																																			
支払リース料	722百万円																																																																			
減価償却費相当額	722百万円																																																																			

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																						
<p>2 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 <p>取得価額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>2,830百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,830百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>1,316百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,316百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高</p> <table> <tr><td>動産</td><td>1,513百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,513百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>602百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>982百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,585百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <table> <tr><td>受取リース料</td><td>381百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>323百万円</td></tr> <tr><td>受取利息相当額</td><td>50百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 <p>各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産には減損損失はありません。</p>	動産	2,830百万円	合計	2,830百万円	動産	1,316百万円	合計	1,316百万円	動産	1,513百万円	合計	1,513百万円	1年内	602百万円	1年超	982百万円	合計	1,585百万円	受取リース料	381百万円	減価償却費	323百万円	受取利息相当額	50百万円	<p>2 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 <p>平成18年9月29日付で全リース資産を譲渡いたしましたので該当事項はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <p>平成18年9月29日付で全リース資産を譲渡いたしましたので該当事項はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <table> <tr><td>受取リース料</td><td>360百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>305百万円</td></tr> <tr><td>受取利息相当額</td><td>39百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 <p>各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産には減損損失はありません。</p>	受取リース料	360百万円	減価償却費	305百万円	受取利息相当額	39百万円	<p>2 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高 <p>取得価額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>2,817百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,817百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>1,463百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,463百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高</p> <table> <tr><td>動産</td><td>1,353百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,353百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>582百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>855百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,437百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <table> <tr><td>受取リース料</td><td>798百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>648百万円</td></tr> <tr><td>受取利息相当額</td><td>94百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 <p>各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産には減損損失はありません。</p>	動産	2,817百万円	合計	2,817百万円	動産	1,463百万円	合計	1,463百万円	動産	1,353百万円	合計	1,353百万円	1年内	582百万円	1年超	855百万円	合計	1,437百万円	受取リース料	798百万円	減価償却費	648百万円	受取利息相当額	94百万円
動産	2,830百万円																																																							
合計	2,830百万円																																																							
動産	1,316百万円																																																							
合計	1,316百万円																																																							
動産	1,513百万円																																																							
合計	1,513百万円																																																							
1年内	602百万円																																																							
1年超	982百万円																																																							
合計	1,585百万円																																																							
受取リース料	381百万円																																																							
減価償却費	323百万円																																																							
受取利息相当額	50百万円																																																							
受取リース料	360百万円																																																							
減価償却費	305百万円																																																							
受取利息相当額	39百万円																																																							
動産	2,817百万円																																																							
合計	2,817百万円																																																							
動産	1,463百万円																																																							
合計	1,463百万円																																																							
動産	1,353百万円																																																							
合計	1,353百万円																																																							
1年内	582百万円																																																							
1年超	855百万円																																																							
合計	1,437百万円																																																							
受取リース料	798百万円																																																							
減価償却費	648百万円																																																							
受取利息相当額	94百万円																																																							

[次へ](#)

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	25,237	36,612	11,375	11,699	324
債券	388,755	389,097	341	1,648	1,306
国債	291,571	291,237	333	785	1,119
地方債	36,785	37,013	228	324	96
社債	60,399	60,846	447	537	90
その他	98,597	98,904	306	1,180	873
合計	512,590	524,614	12,024	14,528	2,504

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

なお、減損処理にあつては、個別銘柄毎に過去一定期間における時価と帳簿価格との乖離状況等保有有価証券の時価水準を把握するとともに、発行体の外部信用格付や公表財務諸表ベースでの各種財務内容の検討等により、総合的に判断しております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成17年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	3,201
私募事業債	6,626

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	17,408	22,708	5,299
債券	448,194	445,061	3,132
国債	364,040	361,027	3,012
地方債	32,493	32,385	108
社債	51,660	51,649	11
その他	164,503	163,027	1,476
合計	630,106	630,797	691

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は213百万円(全て株式)であります。

なお、減損処理にあつては、個別銘柄毎に過去一定期間における時価と帳簿価格との乖離状況等保有有価証券の時価水準を把握するとともに、発行体の外部信用格付や公表財務諸表ベースでの各種財務内容の検討等により、総合的に判断しております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	3,144
私募事業債	7,954

前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	109	0

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	18,662	26,651	7,988	8,218	229
債券	416,289	409,548	6,741	247	6,988
国債	327,293	321,039	6,254	72	6,327
地方債	34,996	34,695	301	51	353
社債	53,998	53,813	185	122	307
その他	153,867	154,954	1,087	3,785	2,697
合計	588,819	591,154	2,335	12,250	9,915

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

なお、減損処理にあっては、個別銘柄毎に過去一定期間における時価と帳簿価格との乖離状況等保有有価証券の時価水準を把握するとともに、発行体の外部信用格付や公表財務諸表ベースでの各種財務内容の検討等により、総合的に判断しております。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	121,267	16,755	362

6 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成18年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	3,117
私募事業債	7,564

7 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成18年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
株式				764
債券	50,474	235,861	78,250	44,985
国債	34,603	175,627	66,213	44,595
地方債	6,161	23,277	5,255	
社債	9,709	36,956	6,781	390
その他	1,180	74,429	21,419	38,807
合計	51,654	310,291	99,670	84,557

[前へ](#) [次へ](#)

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	2,434	2,434			

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	3,826	3,826	

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,000	

2 満期保有目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	3,727	3,727			

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成17年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	12,029
その他有価証券	12,029
()繰延税金負債	4,863
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	7,166
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	7,166

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	691
その他有価証券	691
()繰延税金負債	279
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	411
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	411

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成18年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,337
その他有価証券	2,337
()繰延税金負債	945
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,392
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	1,392

[前へ](#)

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物			
	金利オプション			
店頭	金利先渡契約			
	金利スワップ	4,380	92	92
	金利オプション			
	その他			
	合計		92	92

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物			
	通貨オプション			
店頭	通貨スワップ	35,136	145	145
	為替予約	254	1	1
	通貨オプション			
	その他			
	合計		144	144

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ	1,000	21	21
	合計		21	21

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物			
	金利オプション			
店頭	金利先渡契約			
	金利スワップ	1,400	16	16
	金利オプション			
	その他			
	合計		16	16

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物			
	通貨オプション			
店頭	通貨スワップ	23,376	174	174
	為替予約	300	0	0
	通貨オプション			
	その他			
	合計		174	174

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ	1,000	10	10
	合計		10	10

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

[前へ](#)

[次へ](#)

1 取引の状況に関する事項

当社では、グループのリスク管理方針・リスク管理体制整備に関する事項および信用リスク・市場関連リスク状況について統合的な把握と運営方針の協議を行っております。

これに基づき親和銀行が行っている具体的なデリバティブ取引の状況は次のとおりであります。

(1) 取引の内容

親和銀行が取り扱っているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引・金利先物取引等、通貨関連では通貨スワップ取引・為替予約取引等、有価証券関連では債券先物取引、債券オプション取引、その他にクレジットデリバティブ取引等を行っております。

(2) 取引に対する取組方針

親和銀行は、貸出金、有価証券等に係る市場関連リスクの回避を主目的としてデリバティブ取引を活用することとし、短期的な売買差益を獲得する目的(トレーディング目的)の取引は一定の取引枠や損失限度額を設けて行う方針であります。

(3) 取引の利用目的

親和銀行は、固定金利運用・調達に係る金利リスクを回避する目的で、金利スワップ取引・金利先物取引等を、外貨建資産・負債に係る為替変動リスク及び流動性リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引・為替予約取引等を行っております。また、トレーディング目的等で、債券先物取引・債券先物オプション取引・債券店頭オプション取引・クレジットデリバティブ取引等を行っております。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は市場リスクと信用リスクを内包しております。

市場リスクにつきましては、金利関連のデリバティブ取引は金利変動リスクを、通貨関連のデリバティブ取引は為替変動リスクを有しております。金利関連、通貨関連のデリバティブ取引は主にヘッジ目的の取引であるため、これら取引のもたらすリスクは小さいと考えております。

また、有価証券関連のデリバティブ取引は価格変動リスクの市場リスクを有しておりますが、市場が大幅に変動して大きな損失を被る可能性がある場合には迅速な対応ができるよう管理体制を整備しております。

なお、信用リスクにつきましては、デリバティブ取引について高度なノウハウを有する銀行及び証券会社との取引を基本とし、かつ経済環境の変化等を背景とする取引相手先の信用状況の変動に対して機動的に対応することに努めております。また、クレジットデリバティブの信用リスクにつきましては、取引ごとの含み損益を市場実勢を基に算出して管理を行っております。

自己資本比率(国内基準)規制に基づき、算出した金利関連取引の信用リスク相当額は325百万円であります。

(5) 取引に係るリスク管理体制

取引枠や損失限度額等の決裁権限は「証券国際部決裁権限規定」に定められております。これらの規定に従い、証券国際部においてデリバティブ取引の実行及び管理を行っております。

契約額・実現損益・評価損益等の取引執行状況は、月次で経営管理部を通じてALM委員会等に報告されております。

(6) 「取引の時価等に関する事項」についての補足説明

金利スワップ取引、クレジットデリバティブ取引における想定元本金額の受け払いは、実際には行われず、単に交換金額を計算するための算出基礎であります。従って想定元本額がそのまま市場リスク、信用リスクを表すものではありません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物 金利オプション				
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 受取変動・支払固定 金利オプション その他	2,455	1,615	41	41
	合計			41	41

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション				
店頭	通貨スワップ 為替予約 売建 買建 通貨オプション その他	40,093 4,691 4,724	18,325	181 40 66	181 40 66
	合計			154	154

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション クレジット・デフォルト・スワップ 売建 買建	1,000	1,000	15	15
	合計			15	15

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2 時価の算定
割引現在価値により算定しております。
3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(ストック・オプション等関係)

該当ありません。

[前へ](#)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

連結会社は銀行業以外の事業を一部で営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

連結会社は銀行業以外の事業を一部で営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

連結会社は銀行業以外の事業を一部で営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

在外支店及び在外子会社がないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

在外支店及び在外子会社がないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

在外支店及び在外子会社がないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額	円	158.07	34.42	146.03
1株当たり中間(当期)純利益 (は1株当たり中間 純損失)	円	13.38	115.18	15.47
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	10.39		12.21

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益 (は1株当たり中間純損失)				
中間(当期)純利益 (は中間純損失)	百万円	4,363	41,195	5,356
普通株主に帰属しない 金額	百万円	187	187	375
うち利益処分による 優先配当額	百万円			375
うち中間優先配当額	百万円	187	187	
普通株式に係る中間(当 期)純利益 (は中間純損失)	百万円	4,176	41,382	4,981
普通株式の(中間) 期中平均株式数	千株	311,954	359,279	321,806
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	187		375
うち利益処分による 優先配当額	百万円			375
うち中間優先配当額	百万円	187		
普通株式増加数	千株	107,642		116,757
うち第一回優先株式	千株	107,642		107,642
うち第二回優先株式	千株			9,114
希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益の算 定に含めなかった潜在株式 の概要			第一回優先株式 (発行株式数 30,000,000株) 第二回優先株式 (発行株式数 7,300,000株)	

2 なお、当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、純損失が計上されているので、記載しておりません。

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 平成17年9月30日	当中間連結会計期間末 平成18年9月30日	前連結会計年度末 平成18年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)		55,248	
純資産の部の合計額から控除 する金額(百万円)		42,625	
(うち第一回優先株式)		30,000	
(うち第二回優先株式)		7,300	
(うち少数株主持分)		5,138	
普通株式に係る中間期末の純 資産額(百万円)		12,622	
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末の普通株 式の数(千株)		366,624	

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>当社ならびに当社の連結子会社である株式会社親和銀行は、平成18年10月13日、事業再生に大きな実績がある株式会社福岡銀行および全国的に数多くの地域企業の財務および事業の再構築を手がける株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズとの間で、不良債権問題の解決と取引先企業の事業再生の同時実現への取り組みに向けた業務・資本提携に基本合意いたしました。</p> <p>その主な内容は、次のとおりです。</p> <p>1 業務提携の概要</p> <p>(1) 提携先のノウハウを活用して、取引先企業の事業再生支援・早期健全化支援等の業務を共同で構築いたします。</p> <p>(2) 株式会社福岡銀行の100%子会社である「ふくおか債権回収株式会社」の機能を長崎県内に展開して、株式会社親和銀行の不良債権処理のスピードアップを図ります。</p> <p>(3) 株式会社親和銀行、株式会社福岡銀行および株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズが共同で、株式会社親和銀行の債権を譲り受けるための再生ファンドを創設いたします。</p> <p>(4) 平成18年11月に株式会社親和銀行に、株式会社福岡銀行および株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズから役職員を受け入れております。</p> <p>2 資本提携の概要</p> <p>平成18年10月13日開催の当社取締役会において、当社の連結子会社である株式会社親和銀行への出資を目的として、第三者割当による普通株式および第三回優先株式の発行について決議し、平成18年10月30日に、普通株式発行の全額を株式会社福岡銀行に、また、優先株式発行の全額を株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズが管理運営する特別目的会社である合同会社K S F Gパートナーズへそれぞれ割り当てました。</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>新株式の発行概要は、以下のとおりです。</p> <p>(1) 普通株式発行 (第三者割当増資)</p> <p>募集株式の種類 普通株式</p> <p>募集株式の数 48,611,000株</p> <p>払込金額 1株あたり144円</p> <p>払込金額の総額 6,999,984,000円</p> <p>募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日 (払込期日) 平成18年10月30日 (月曜日)</p> <p>増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>a 払込金額中資本金として計上する額 1株あたり72円</p> <p>b 増加する資本金の総額 3,499,992,000円</p> <p>c 払込金額中資本金として計上せず、資本準備金として計上する額 1株あたり72円</p> <p>d 増加する資本準備金の総額 3,499,992,000円</p> <p>発行方法 第三者割当の方法により、全株式を株式会社福岡銀行に割り当てる。</p> <p>(2) 第三回優先株式発行 (第三者割当増資)</p> <p>募集株式の種類 株式会社九州親和ホールディングス第三回優先株式</p> <p>募集株式の数 23,000,000株</p> <p>払込金額 1株あたり1,000円</p> <p>払込金額の総額 23,000,000,000円</p> <p>募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日 (払込期日) 平成18年10月30日 (月曜日)</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>a 払込金額中資本金として計上する額 1株あたり500円</p> <p>b 増加する資本金の総額 11,500,000,000円</p> <p>c 払込金額中資本金として計上せず、資本準備金として計上する額 1株あたり500円</p> <p>d 増加する資本準備金の総額 11,500,000,000円</p> <p>発行方法 第三者割当の方法により、全株式を合同会社K S F Gパートナーズに割り当てる。</p>	

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1 現金及び預金		1,517		2,685		2,619	
2 未収還付法人税						215	
3 繰延税金資産		12		18		21	
4 その他		16		17		19	
流動資産合計		1,547	2.1	2,721	3.0	2,875	3.2
固定資産							
1 有形固定資産	1	3		2		2	
2 無形固定資産		0		0		0	
3 投資その他の資産		71,719		86,719		86,719	
(1) 投資有価証券		41		41		41	
(2) 関係会社株式		41,677		56,677		56,677	
(3) 関係会社優先株式		30,000		30,000		30,000	
固定資産合計		71,723	97.9	86,722	96.9	86,722	96.7
繰延資産							
新株発行費		23		47		63	
繰延資産合計		23	0.0	47	0.1	63	0.1
資産合計		73,293	100.0	89,491	100.0	89,661	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1	賞与引当金	15		30		31	
2	その他	85		40		59	
	流動負債合計	101	0.1	71	0.1	91	0.1
	負債合計	101	0.1	71	0.1	91	0.1
(資本の部)							
	資本金	36,818	50.2			44,318	49.4
資本剰余金							
1	資本準備金	36,447				43,947	
2	その他資本剰余金						
	資本剰余金合計	36,447	49.7			43,947	49.0
利益剰余金							
1	中間(当期)未処分利益	72				1,476	
	利益剰余金合計	72	0.1			1,476	1.7
	自己株式	145	0.1			171	0.2
	資本合計	73,192	99.9			89,570	99.9
	負債・資本合計	73,293	100.0			89,661	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1 資本金				44,318	49.5		
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金				43,947			
資本剰余金合計				43,947	49.1		
3 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金				1,327			
繰越利益剰余金				1,327			
利益剰余金合計				1,327	1.5		
4 自己株式				173	0.2		
株主資本合計				89,419	99.9		
純資産合計				89,419	99.9		
負債・純資産合計				89,491	100.0		

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
営業収益	1	402	100.0	590	100.0	2,131	100.0			
営業費用		272	67.8	308	52.3	553	26.0			
営業利益		129	32.2	281	47.7	1,578	74.0			
営業外収益		1	0.2	2	0.4	1	0.1			
営業外費用		0	0.0	3	0.6	2	0.1			
経常利益		130	32.4	280	47.5	1,577	74.0			
税引前中間(当期) 純利益		130	32.4	280	47.5	1,577	74.0			
法人税、住民税及び 事業税		56		49		108				
法人税等調整額		0	57	14.3	2	52	8.8	7	100	4.7
中間(当期)純利益		72	18.1	228	38.7	1,476	69.3			
自己株式処分差損		0				0				
中間(当期)未処分 利益		72				1,476				

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
平成18年3月31日残高（百万円）	44,318	43,947	1,476
中間会計期間中の変動額			
剰余金の配当（注）			375
中間純利益			228
自己株式の取得			
自己株式の処分			1
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額（純額）			
中間会計期間中の変動額合計 （百万円）			148
平成18年9月30日残高（百万円）	44,318	43,947	1,327

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
平成18年3月31日残高（百万円）	171	89,570	89,570
中間会計期間中の変動額			
剰余金の配当（注）		375	375
中間純利益		228	228
自己株式の取得	6	6	6
自己株式の処分	4	2	2
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額（純額）			
中間会計期間中の変動額合計 （百万円）	2	150	150
平成18年9月30日残高（百万円）	173	89,419	89,419

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式及び時価のない その他有価証券の評価方法 は移動平均法による原価法 により行っております。	同左	同左
2 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産は、定率法を 採用しております。 なお、耐用年数は次のとおり であります。 営業用什器 5年～15年	同左	同左
3 繰延資産の処理方法	新株発行費については商法 の規定により毎期均等額 (3年)を償却しております。	新株発行費については、3 年間の均等償却を行って おります。	新株発行費については、旧 商法施行規則に規定する最 長期間(3年間)で均等償 却しております。
4 引当金の計上基準	賞与引当金は、従業員に対 する賞与の支払に備えるた め、支給見込額のうち当中 間会計期間に帰属する額を 計上しております。	同左	賞与引当金は、従業員に対 する賞与の支払に備えるた め、支給見込額のうち当事 業年度に帰属する額を計上 しております。
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主 に移転すると認められるも の以外のファイナンス・リ ース取引については通常の 賃貸借取引に準じた会計処 理によっております。	同左	同左
6 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会 計処理は、税抜方式によっ ております。	同左	同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計基準委員会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は89,419百万円であります。 中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。 (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当中間会計期間から改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(繰延資産の会計処理に関する実務対応報告)</p> <p>「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した新株発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し3年間の均等償却を行っております。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 5百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 5百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 5百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 減価償却実施額 有形固定資産 0百万円	1 減価償却実施額 有形固定資産 0百万円	1 減価償却実施額 有形固定資産 0百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	652,028	34,246	14,885	671,389

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 34,246 株

減少数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買増請求による減少 14,885 株

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
取得価額相当額	取得価額相当額	取得価額相当額
有形固定資産 (機械及び装置) 8百万円	有形固定資産 (機械及び装置) 8百万円	有形固定資産 (機械及び装置) 8百万円
合計 8百万円	合計 8百万円	合計 8百万円
減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額
有形固定資産 (機械及び装置) 6百万円	有形固定資産 (機械及び装置) 7百万円	有形固定資産 (機械及び装置) 6百万円
合計 6百万円	合計 7百万円	合計 6百万円
中間会計期間末残高相当額	中間会計期間末残高相当額	期末残高相当額
有形固定資産 (機械及び装置) 2百万円	有形固定資産 (機械及び装置) 0百万円	有形固定資産 (機械及び装置) 1百万円
合計 2百万円	合計 0百万円	合計 1百万円
・未経過リース料中間会計期間末残高相当額	・未経過リース料中間会計期間末残高相当額	・未経過リース料期末残高相当額
1年内 1百万円	1年内 0百万円	1年内 1百万円
1年超 0百万円	1年超 百万円	1年超 百万円
合計 2百万円	合計 0百万円	合計 1百万円
・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料 0百万円	支払リース料 0百万円	支払リース料 1百万円
減価償却費相当額 0百万円	減価償却費相当額 0百万円	減価償却費相当額 1百万円
支払利息相当額 0百万円	支払利息相当額 0百万円	支払利息相当額 1百万円
・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
(減損損失について)	(減損損失について)	(減損損失について)
リース資産に配分された減損損失はありません。	リース資産に配分された減損損失はありません。	リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
前中間会計期間末(平成17年9月30日現在)
該当ありません。

当中間会計期間末(平成18年9月30日現在)
該当ありません。

前事業年度末(平成18年3月31日現在)
該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>当社ならびに当社の連結子会社である株式会社親和銀行は、平成18年10月13日、事業再生に大きな実績がある株式会社福岡銀行および全国的に数多くの地域企業の財務および事業の再構築を手がける株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズとの間で、不良債権問題の解決と取引先企業の事業再生の同時実現への取り組みに向けた業務・資本提携に基本合意いたしました。</p> <p>その主な内容は、次のとおりです。</p> <p>1 業務提携の概要</p> <p>(1) 提携先のノウハウを活用して、取引先企業の事業再生支援・早期健全化支援等の業務を共同で構築いたします。</p> <p>(2) 株式会社福岡銀行の100%子会社である「ふくおか債権回収株式会社」の機能を長崎県内に展開して、株式会社親和銀行の不良債権処理のスピードアップを図ります。</p> <p>(3) 株式会社親和銀行、株式会社福岡銀行および株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズが共同で、株式会社親和銀行の債権を譲り受けるための再生ファンドを創設いたします。</p> <p>(4) 平成18年11月に株式会社親和銀行に、株式会社福岡銀行および株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズから役職員を受け入れております。</p> <p>2 資本提携の概要</p> <p>平成18年10月13日開催の当社取締役会において、当社の連結子会社である株式会社親和銀行への出資を目的として、第三者割当による普通株式および第三回優先株式の発行について決議し、平成18年10月30日に、普通株式発行の全額を株式会社福岡銀行に、また、優先株式発行の全額を株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズが管理運営する特別目的会社である合同会社K S F Gパートナーズへそれぞれ割り当てました。</p>	

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>新株式の発行概要は、以下のとおりです。</p> <p>(1) 普通株式発行 (第三者割当増資)</p> <p>募集株式の種類 普通株式</p> <p>募集株式の数 48,611,000株</p> <p>払込金額 1株あたり144円</p> <p>払込金額の総額 6,999,984,000円</p> <p>募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日 (払込期日) 平成18年10月30日 (月曜日)</p> <p>増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>a 払込金額中資本金として計上する額 1株あたり72円</p> <p>b 増加する資本金の総額 3,499,992,000円</p> <p>c 払込金額中資本金として計上せず、資本準備金として計上する額 1株あたり72円</p> <p>d 増加する資本準備金の総額 3,499,992,000円</p> <p>発行方法 第三者割当の方法により、全株式を株式会社福岡銀行に割り当てる。</p> <p>(2) 第三回優先株式発行 (第三者割当増資)</p> <p>募集株式の種類 株式会社九州親和ホールディングス第三回優先株式</p> <p>募集株式の数 23,000,000株</p> <p>払込金額 1株あたり1,000円</p> <p>払込金額の総額 23,000,000,000円</p> <p>募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日 (払込期日) 平成18年10月30日 (月曜日)</p>	

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>a 払込金額中資本金として計上する額 1株あたり500円</p> <p>b 増加する資本金の総額 11,500,000,000円</p> <p>c 払込金額中資本金として計上せず、資本準備金として計上する額 1株あたり500円</p> <p>d 増加する資本準備金の総額 11,500,000,000円</p> <p>発行方法 第三者割当の方法により、全株式を合同会社K S F Gパートナーズに割り当てる。</p>	

(2) 【その他】

該当ありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|--|---------------|-----------------------------|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第4期) | 自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日 | 平成18年6月27日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 臨時報告書 | | | 平成18年10月13日
関東財務局長に提出。 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号(優先株式の発行)に
基づく臨時報告書であります。 | | | |
| (3) 有価証券届出書及びその添付書類 | | | 平成18年10月13日
関東財務局長に提出。 |
| 普通株式の募集に係る有価証券届出書であります。 | | | |
| (4) 臨時報告書 | | | 平成18年10月30日
関東財務局長に提出。 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に
基づく臨時報告書であります。 | | | |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月15日

株式会社 九州親和ホールディングス
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 丸 林 信 幸
業務執行社員

指定社員 公認会計士 青 野 弘
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社九州親和ホールディングスの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社九州親和ホールディングス及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間連結会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成 18 年 12 月 18 日

株式会社 九州親和ホールディングス

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 行 正 晴 實
業務執行社員

指定社員 公認会計士 江 島 猛 博
業務執行社員

指定社員 公認会計士 工 藤 雅 春
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社九州親和ホールディングスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社九州親和ホールディングス及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社および連結子会社である株式会社親和銀行は平成18年10月13日に、株式会社福岡銀行および株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズとの間で業務・資本提携を行うことで基本合意し、会社は当該合意に基づき平成18年10月13日開催の取締役会の決議により、平成18年10月30日に普通株式および優先株式を発行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月15日

株式会社 九州親和ホールディングス
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 丸 林 信 幸
業務執行社員

指定社員 公認会計士 青 野 弘
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社九州親和ホールディングスの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社九州親和ホールディングスの平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成 18 年 12 月 18 日

株式会社 九州親和ホールディングス

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 行 正 晴 實

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江 島 猛 博

指定社員
業務執行社員 公認会計士 工 藤 雅 春

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社九州親和ホールディングスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社九州親和ホールディングスの平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社および連結子会社である株式会社親和銀行は平成18年10月13日に、株式会社福岡銀行および株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズとの間で業務・資本提携を行うことで基本合意し、会社は当該合意に基づき平成18年10月13日開催の取締役会の決議により、平成18年10月30日に普通株式および優先株式を発行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。